

新型コロナウイルス感染症 生活困窮者自立支援金のしおり

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金とは

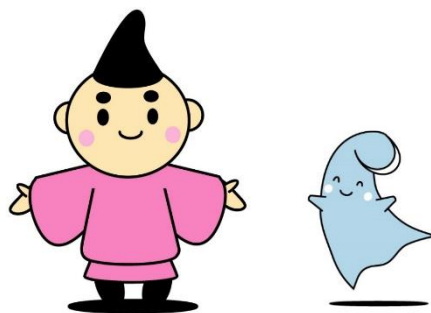
新型コロナウイルスの影響により、社会福祉協議会が実施する緊急小口資金等の特例貸付における総合支援資金の再貸付が終了した世帯、再貸付が不承認とされた世帯又は緊急小口資金及び総合支援資金の初回貸付をいずれも終了した世帯など、特例貸付を利用できない世帯を対象として、就労による自立を図るため、また、それが困難な場合には円滑に生活保護の受給へつなげるために、自立支援金を支給します。

支給額：単身世帯：60,000円 2人世帯：80,000円 3人以上世帯：100,000円

支給期間：3ヶ月間

支給方法：口座振込

申請期限：令和4年12月31日



茅ヶ崎市

自立支援金を受けるには、次のような要件があります

申請時に以下の①～⑨のいずれにも該当する方が対象となります。

①次のいずれかに該当する者であること【再貸付終了等要件】

(1)都道府県社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）が実施する緊急小口資金等の特例貸付における総合支援資金の再貸付（以下「再貸付」という。）を受けた者であって、自立支援金の申請をした日（以下「申請日」という。）の属する月の前月までに当該再貸付の最終借入月が到来していること

(2)再貸付を受けている者であって、申請日の属する月が当該再貸付の最終借入月であること

(3)社会福祉協議会に対して再貸付の申請をしたが、申請日以前に不決定となったこと

(4)社会福祉協議会に再貸付の申請を行うため、自立相談支援機関への相談等を行ったものの支援決定を受けることができず、申請日以前に再貸付の申請をできなかったこと

(5)令和4年1月以降に新たに自立支援金を申請する者であり、かつ、社会福祉協議会が実施する緊急小口資金及び総合支援資金（初回）の特例貸付（以下「初回貸付等」という。）をいずれも受けた者であって、申請日の属する月の前月までに当該初回貸付等の最終借入月が到来していること（(1)から(4)の者及び現に再貸付を申請又は利用している者を除く。）

(6)令和4年1月以降に新たに自立支援金を申請する者であり、かつ、初回貸付等をいずれも受けている者であって、申請日の属する月が当該初回貸付等の最終借入月（緊急小口資金にあっては、借入月）であること（(1)から(4)の者及び現に再貸付を申請している者を除く。）

②申請日の属する月において、その属する世帯の生計を主として維持している者であること【生計維持要件】

③申請日の属する月の、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が次の表の金額以下である（収入には、公的給付等を含む）。【収入要件】

④申請日における申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が次の表の金額以下である。【資産要件】

世帯人数	収入要件(給与、年金、手当等)	資産要件(預貯金、現金)
1人	12.5万円	50.4万円
2人	17.9万円	78万円
3人	22.5万円	100万円
4人	26.7万円	100万円
5人	30.8万円	100万円
6人	35.4万円	100万円
7人	39.8万円	100万円

⑤次のいずれかに該当すること【求職活動等要件】※詳細は後頁参照

(1)公共職業安定所又は生活自立相談窓口（福祉政策課）に求職の申込みをし、常用就職を目指し、以下に掲げる求職活動を行うこと。

- ◆月1回以上、自立相談支援機関（福祉政策課）の面接等の支援を受ける
- ◆月1回以上、公共職業安定所で職業相談または生活自立相談窓口（福祉政策課）で就労支援等を受ける
- ◆月1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受ける

(2)生活保護を申請し、当該申請に係る処分が行われていない状態にあること。

- ⑥職業訓練受講給付金を、申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者が受給していないこと
- ⑦生活保護を、申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者が受給していないこと
- ⑧偽りその他不正な手段により再貸付の申請を行っていないこと
- ⑨申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でないこと

自立支援金の申請をするために必要なもの

- ①「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給申請書」（様式1-1）
- ②「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金申請時確認書」（様式1-2）
- ③本人確認書類（申請者のみ）の写し（いずれか1つ）
運転免許証,マイナンバーカード,住民票,保険証,パスポート,在留カード,各種福祉手帳
- ④振込先口座が分かる書類
- ⑤申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち収入がある者について、収入が確認できる書類の写し
給与明細書、預貯金通帳の収入の振込の記帳ページ、雇用保険の失業給付等を受けている場合は「雇用保険受給資格証明書」、年金額がわかる書類、各種手当額がわかる書類、自営業の場合は収支がわかる書類。
- ⑥申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の金融機関の通帳等（口座名義、申請日時点の残高がわかるページ、web通帳の場合はその画面）の写し
- ⑦受領印が押印された生活保護申請書の写し **（生活保護を申請中の方のみ）**
- ⑧再貸付終了等の確認書類 **（再貸付申請時又は初回貸付申請時に茅ヶ崎市外に在住であった方のみ）**

＜再貸付を受け終わった又は再貸付が借入最終月である場合＞

- ・再貸付の借用書（控）又は再貸付の貸付決定通知書の写し（※1）
- ・再貸付の振込がわかる通帳の写し

＜再貸付を申請したが、不承認となった場合＞

- ・再貸付の不承認通知の写し（※1）

＜自立相談支援機関による支援決定が受けられず、再貸付の申請ができなかった場合＞

- ・「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金再貸付不承認・過去借入状況申告書」（様式1-3）
- ・これまでに借りた緊急小口資金等の特例貸付の振込がわかる通帳の写し

<令和4年1月以降に自立支援金を新規申請、かつ、初回貸付等が申請日の属する月の前月までに最終借入月が到来している場合>

・緊急小口資金及び総合支援資金の初回貸付の借用書または貸付決定通知書の写し（※2）

<令和4年1月以降に自立支援金を新規申請、かつ、申請日の属する月が最終借入月である場合>

・緊急小口資金及び総合支援資金の初回貸付の借用書または貸付決定通知書の写し（※2）

（※1）用意できない場合は、「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金再貸付不承認・過去借入状況申告書」（様式1-3）

（※2）用意できない場合は、「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金再貸付不承認・過去借入状況申告書」（様式1-3）及び貸付の振り込みがわかる通帳の写し

【留意点】

※自立支援金の申請時に、現に住居確保給付金を受給している場合は、③、⑤、⑥は住居確保給付金の支給決定書をもって代替可。

自立支援金の審査・決定

<受給資格あり>

「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給決定通知書」が交付され、あわせて、「求職活動等状況報告書」（様式4）、「自立相談支援機関相談確認書」（様式4別紙）「職業相談確認票」（様式5）、「常用就職活動状況報告書」（様式6）、「常用就職届」（様式7）が交付されます。

<受給資格なし>

「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金不支給通知書」が交付されます。

自立支援金受給中の義務

<求職活動要件>

常用就職を目指し、以下に掲げる求職活動を行うこと。

①月1回以上、自立相談支援機関（福祉政策課）の面接等の支援を受ける

→「求職活動等状況報告書」（様式4）を毎月提出する。

※「自立相談支援機関相談確認書」（様式4別紙）の送付をもって、面接等の支援を受けたこととすることが可能。

②月1回以上、公共職業安定所で職業相談または生活自立相談窓口（福祉政策課）で就労支援等を受ける

→「職業相談確認票」（様式5）を毎月提出する。

③月1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受ける

→「常用就職活動状況報告書」（様式6）を毎月提出する。

◆生活保護申請が却下された場合、就職活動要件を満たすため、基本的には公共職業安定所へ就職申込みを行い、上記①～③の就職活動を行う。

◆**新型コロナウイルス感染症蔓延防止のため、できる限り来所によらない方法（郵送）での提出を推奨します。**

<常用就職及び就労収入の報告>

支給決定後、常用就職した場合には、常用就職届（様式7）を提出する。

また、常用就職届を提出した方は、その月以降、収入額がわかる書類を毎月提出する。

自立支援金の支給を中止する場合があります

下記のいずれかに該当した場合、自立支援金の支給を中止します。

- ① 受給者が、受給中に就職活動等要件を満たしていないことが判明した場合、原則として、当該事実を確認した日の属する月の支給から中止する。
- ② 受給者が、常用就職により就職した場合であって、当該就職に伴い当該者の収入額が以下の額を超えた場合、原則として、当該収入額が得られた月の支給から中止する。

世帯人数	就職に伴う収入額
1人	12.5万円
2人	17.9万円
3人	22.5万円
4人	26.7万円
5人	30.8万円
6人	35.4万円
7人	39.8万円

- ③ 支給決定後、虚偽の申請等不適正な受給に該当することが明らかになった場合、直ちに支給を中止する。
- ④ 支給決定後、受給者が禁錮刑以上の刑に処された場合は、直ちに支給を中止する。
- ⑤ 支給決定後、受給者又は受給者と同一の世帯に属する者が暴力団員と判明した場合は、直ちに支給を中止する。
- ⑥ 受給者が、生活保護費を受給した場合は、支給を中止する。
- ⑦ 受給者が、職業訓練受講給付金を受給した場合は、支給を中止する。
- ⑧ 受給者が、偽りその他不正な手段により再貸付の申請を行ったことが明らかになった場合は、直ちに支給を中止する。
- ⑨ 上記のほか、受給者の死亡など、支給することができない事情が生じたときは、支給を中止する。

自立支援金の再支給

【支給額】 単身世帯：60,000円 2人世帯：80,000円 3人以上世帯：100,000円

【支給期間】 3ヶ月間

【対象者】

○ 自立支援金の受給期間が終了した方で、本しおりP1②から⑨の要件を満たす方。

【再支給申請に必要なもの】

- ①「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金再支給申請書」（様式1-4）
- ②「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金(再支給)申請時確認書」（様式1-5）
- ③本人確認書類の写し（申請者のみ）（いずれか1つ）
運転免許証,マイナンバーカード,住民票,保険証,パスポート,在留カード,各種福祉手帳
- ④自立支援金（初回）の振込状況が分かる通帳の写し
※口座名義、申請日時点の残高がわかるページ、web通帳の場合はその画面の写し
- ⑤振込先口座が分かる書類(金融機関名、支店名、口座名義、口座番号が分かる部分の写し)
- ⑥申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち収入がある者について、収入が確認できる書類の写し
給与明細書、預貯金通帳の収入の振込の記帳ページ、雇用保険の失業給付等を受けている場合は「雇用保険受給資格証明書」、年金額がわかる書類、各種手当額がわかる書類、自営業の場合は収支がわかる書類。
- ⑦申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の金融機関の通帳等（口座名義、申請日時点の残高がわかるページ、web通帳の場合はその画面）の写し
- ⑧受領印が押印された生活保護申請書の写し （生活保護を申請中の方のみ）

※④の書類について、自立支援金（初回）と同一自治体への申請であり、かつ、申請者の住所に変更がない場合は省略可。

※自立支援金（再支給）申請時に、現に住居確保給付金を受給している場合は、③、⑥、⑦は住居確保給付金の支給決定書をもって代替可。

※転居を挟む場合や自立支援金（初回）の支給から時間がたっている場合等については、確認に必要な書類を求めることがあります。

【申請期限】 **令和4年12月31日**

自立支援金の申請から支給までの流れ

「自立支援金」申請書類の受付

【審査】

申請書類に不備があった場合は、
修正や追加で資料の提出を依頼する場合があります。



「支給」又は「不支給」決定通知書の発送

【支給が決定した場合】

「請求書」の返送をお願いします

※決定通知書と共に振り込みに必要な請求書を送付します。
**請求書の返送がない場合支給不可であるため、
迅速な返送をお願いします。**



自立支援金の支給（申請者の指定口座へ振込）

※ 2回目以降の振込は、**求職活動要件を確認後に支給します。**

- 書類の不備がない場合、申請から振込までの目安は1月程度です。
- 申請数等により支給までの期間は前後します。